

平成 21 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名：セイコーエプソン株式会社
(コード：6724 東証第一部)
代表者名：代表取締役社長 碓井 稔
問合せ先：経営企画管理部長 小口 智生
T E L：0266 (52) 3131 (代表)

会 社 名：エプソントヨコム 株式会社
(コード：6708 東証第一部)
代表者名：代表取締役社長 宮澤 要
問合せ先：常務取締役 滝澤 享
T E L：(042) 581-1707 (代表)

セイコーエプソン株式会社によるエプソントヨコム株式会社の株式交換による 完全子会社化に関するお知らせ

セイコーエプソン株式会社（以下「セイコーエプソン」といいます。）及びエプソントヨコム株式会社（以下「エプソントヨコム」といいます。）は、平成 21 年 4 月 30 日開催の各社取締役会において、セイコーエプソンを完全親会社とし、エプソントヨコムを完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行なうことを決議し、本日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換の効力発生日（平成 21 年 6 月 1 日）に先立ち、エプソントヨコムの株式は上場廃止（最終売買日は平成 21 年 5 月 25 日）となる予定です。

記

1. 株式交換による完全子会社化の目的

(1) 本株式交換の目的

セイコーエプソンは、平成 21 年 3 月 11 日付の「当社子会社であるエプソントヨコム株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおり、エプソントヨコムの完全子会社化を目指して、平成 21 年 3 月 12 日から平成 21 年 4 月 23 日まで、エプソントヨコムの発行する普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。その結果、本日現在、セイコーエプソンはエプソントヨコムの普通株式 171,127,462 株（エプソントヨコムの発行済株式総数（平成 21 年 3 月 31 日現在）に占める所有割合で 91.05%、総株主等の議決権の数に占める議決権割合で 91.21%（注））を所有しております。

セイコーエプソングループ（セイコーエプソン並びにセイコーエプソンの連結子会社並びに持分法適用の子会社及び関連会社をいいます。）は、情報関連機器（プリンタ・液晶プロジェクター・PC 等）、電子デバイス（中・小型液晶ディスプレイ・水晶振動子・CMOS LSI 等）、精密機器（ウォッチ・ウォッチムーブメント・プラスチック眼鏡レンズ・水平多関節型ロボット等）などの開発、製造、販売を主な事業とし、セイコーエプソン及びセイコーエプソンと一体となった国内外の製造・販売関係会社（連結子会社 97 社、非連結子会社のうち持分法適用会社 3 社、及び持分法適用関連会社 5

社)によってグローバルな事業展開を行っております。

セイコーエプソンは、このたび、現状の経営環境等の大きな変化に対応しつつ、今後の事業成長を達成するための指針として、長期ビジョン「SE15」を策定しました。その中で、セイコーエプソングループの強みである「省・小・精の技術」を究め、より強い事業分野へ経営資源を集約し、プラットフォーム化を進め、「強い事業の集合体」となり、世界中のあらゆるお客様に感動していただける製品・サービスを創り・作り、お届けすることを目指しています。

一方、エプソントヨコムは、「EPSON TOYOCOM」ブランドの水晶関連デバイスの製造・販売を主な事業とし、水晶デバイス業界のリーディングカンパニーとして、連結子会社7社と共にグローバルに事業展開し、セイコーエプソングループの水晶関連デバイスの事業主体としての役割を担っております。

エプソントヨコムは、明治24年に吉村商会として通信機器類の製造販売として創業し、昭和13年に通信機器及び水晶デバイス機器の製造販売を行なう東洋通信機株式会社(以下、「東洋通信機」といいます。)として設立されました。その後、戦後の経済発展と共に官需主体の通信機器関連ビジネスで成長し、昭和36年に東京証券取引所第二部に上場、昭和46年には東京証券取引所第一部に指定され、販売対象を民間にも広げ、券売機事業にも進出して、通信機器事業並びに水晶デバイス事業の拡大に努めてまいりました。しかしながら東洋通信機は、平成12年前後のITバブル崩壊に伴い業績が低迷し、その事業構造改革の一環として、平成16年に防衛事業及び無線機器事業を、平成17年に券売機事業等を分離、譲渡し、水晶デバイス事業専業の会社となりました。その後東洋通信機は、水晶デバイス事業を強化し業界のリーディングカンパニーとなるべく、平成17年10月にセイコーエプソンから分社化された水晶デバイス事業と分社型吸収分割により事業を統合し、エプソントヨコムに社名を変更してセイコーエプソンの連結子会社となり、現在に至っています。しかしながら、平成20年後半米国のサブプライム問題に端を発した金融危機による未曾有の世界経済の混乱の影響を受け、業績の建て直しと将来の成長に向けた更なる事業基盤の強化が急務になっています。

現在のセイコーエプソングループを取り巻く事業環境につきましては、デジタル化の進展による参入障壁の低下がもたらした競争激化や、商品・技術の成熟化により差別化がますます困難になるなかで、熾烈な価格競争あるいは商品の短サイクル化などが進行し、さらに平成20年後半より前述の深刻な世界経済の混乱が追い討ちをかけ、非常に厳しい状況にあり、エプソントヨコム同様業績の建て直しとデバイス事業全体の構造改革が急務となっています。このような厳しい事業環境を勝ち抜き、セイコーエプソングループの今後の更なる成長を実現するためには、グループ経営戦略に沿った迅速かつ確かな意思決定とその実行によって、グループ経営体質を強化していくことが必要不可欠となります。セイコーエプソンは、水晶デバイス業界でトップシェアを有するエプソントヨコムの水晶デバイス事業を、セイコーエプソングループのデバイス事業の今後の核として、セイコーエプソンの半導体事業との連携を強化し、半導体事業の持つシステム力を活用しながら、独創のマイクロセンシングテクノロジーをコアとして、センサーをはじめとする多様な水晶関連デバイスのアプリケーションに活かし、入出力機器まで視野に入れたモジュールビジネスを展開します。更に今後の水晶デバイス業界における合従連衡も想定しながら、業界のNO.1ポジションを確固たるものにし、セイコーエプソングループデバイス事業の基盤を強化していく予定であります。これを実現するためには、エプソントヨコムグループとセイコーエプソングループの経営資源をより緊密に連携させることが必要となります。

セイコーエプソンとしましては、本株式交換によりエプソントヨコムを完全子会社化し資本関係をより強固なものとする中で、有効に経営資源を投入し必要な施策を推進していくことが可能となります。その結果、セイコーエプソングループの経営のスピードを向上させるとともに更なる効率化の実現により、セイコーエプソングループの総合力を高め、経営基盤の強化及び企業価値の最大化が可能となることから、セイコーエプソンにとって、エプソントヨコムの完全子会社化が最善の選択であるものと判断いたしました。

一方、エプソントヨコムをとりまく事業環境につきましては、今後中長期的にはデジタル機器市場の拡大及びそれらの機器の多機能化に伴う水晶関連デバイス需要の増加が見込まれるものの、短期的には為替や世界経済の動向の不透明感、原材料価格の変動、製品価格競争の激化など、引き続き予断を許さない状況が続くことが予想され、超小型と高精度の両立が要求される市場動向のもと、エプソントヨコムの強みとするフォトエッチング加工などの微細加工技術による超小型、高精度、高品質かつコスト競争力のある製品の製品力を一層強化することが不可欠となっています。更に、エプソントヨコムにおいては、携帯電話関連ビジネスに依存する体質から脱却し、今後市場拡大が見込めるセンサーモジュール等を中心に多彩なアプリケーションを展開して、今後想定される水晶デバイス業界

再編の後においてもリーディングカンパニーとしての地位を維持、強化していくことが必要であり、また、顧客への供給責任と生産リスクの分散を視野にいたしたグローバルな生産体制を実現すべく、適切な設備投資を行うとともに各生産拠点の役割に応じたリソースの再配置による生産の効率化を推進することも必要です。

このような事業環境のもと、セイコーエプソン及びエプソントヨコムは、現在の事業形態でエプソントヨコムグループ（エプソントヨコム及びエプソントヨコムの連結子会社をいいます。）が独自に技術力や商品開発力、生産性を高めるには限界があり、エプソントヨコムがセイコーエプソンの完全子会社となることによって、エプソントヨコムグループは、セイコーエプソングループ内において、より柔軟かつ機動的に事業基盤を強化するとともに、安定的な事業運営に専念することができ、上記のような更なる技術・商品開発及び適時・適切な設備投資とリソースの再配置による生産の効率性向上を実現し、最終的にはエプソントヨコムの顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに持続的な利益を提供する好機になるものと考えております。

なお、セイコーエプソンは、エプソントヨコムの完全子会社化後も、エプソントヨコムの従業員及びブランド等につきましては維持継続する方針です。セイコーエプソンは、エプソントヨコムの完全子会社化を完了した後は、エプソントヨコムグループがセイコーエプソングループの半導体事業との連携強化を図って開発力、商品力を強化するとともに、技術、ノウハウ、生産設備、生産方式などの経営資源を有効活用することにより、シナジーを実現しより効率的かつ機動的な事業オペレーション体制を構築できるよう、エプソントヨコムの経営を行ってまいります。これらの施策により、エプソントヨコムグループの事業体質及び経営基盤の強化を行ない、エプソントヨコムグループ、ひいてはセイコーエプソングループ全体の企業価値の最大化を図っていきたいと考えております。

以上の経緯により、セイコーエプソン及びエプソントヨコムは、本公開買付けの応募結果及びその他の状況を慎重に検討した結果、本日、平成 21 年 6 月 1 日を効力発生日として、本株式交換を行うことを決定し、株式交換契約を締結いたしました。

(注) セイコーエプソンが保有するエプソントヨコム株式に係る議決権の数 171,127 個が、エプソントヨコムの平成 21 年 3 月 31 日現在の総株主等の議決権の数 187,624 個に占める割合として算出しております。また、エプソントヨコムの総株主等の議決権の数は、平成 21 年 3 月 31 日現在の発行済株式数 187,952,054 株から、同日現在エプソントヨコムが保有する自己株式 327,338 株を除いた 187,624,716 株に係る議決権の数としております。なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(2) エプソントヨコム株式が東京証券取引所を上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成 21 年 6 月 1 日をもって、エプソントヨコムはセイコーエプソンの完全子会社となり、エプソントヨコム株式は東京証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て、平成 21 年 5 月 26 日付で上場廃止（最終売買日は平成 21 年 5 月 25 日）となる予定です。上場廃止後は東京証券取引所においてエプソントヨコムの株式を取引することはできません。

(3) 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

本株式交換の対価としてセイコーエプソンがエプソントヨコムの株主に交付するセイコーエプソンの普通株式は、東京証券取引所に上場されておりますので、エプソントヨコムの株主のうち、エプソントヨコム株式を 477 株以上保有する株主は、本株式交換後も、割当てられるセイコーエプソン株式について、引き続き流動性を確保できるものと考えております。エプソントヨコムの株主のうち、エプソントヨコム株式を 477 株未満保有する株主は、セイコーエプソンの単元株式数である 100 株に満たない株式が割当てられます。セイコーエプソンの単元未満株式の取扱いについては、下記「2. (2) 株式交換に係る割当ての内容」の（注 3）をご参照ください。

なお、本株式交換については、本株式交換に反対するエプソントヨコムの株主が会社法第 785 条その他関連法令の定めに従い、エプソントヨコムに対して株式買取請求権を有する場合があります。エプソントヨコムは、かかる株式買取請求の行使に対して交付する金銭の額を本公開買付けのエプソントヨコムの普通株式の買取価格と同額とする予定ですが、株式買取請求権を行使した場合の 1 株当たりの買取価格は、最終的に裁判所の判断に依拠するものであるため、本株式交換に際してエプソントヨコムの株主の皆様がお受け取りになられる対価の経済的価値とは異なる可能性があります。

(4) 公正性を担保するための措置

株式交換比率については、前述のとおりエプソントヨコムの総株主の議決権の 91.21%をセイコーエプソンが所有していることから、その公正性・妥当性を確保するため、エプソントヨコムは、下記「2. (3) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等」に記載のとおり、両社とは独立した第三者算定機関に本株式交換における株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定を依頼することとし、その株式交換比率算定書として算定結果の提出を受けました。エプソントヨコムはかかる株式交換比率算定書を参考として、慎重に検討し、セイコーエプソンと交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率を、平成 21 年 4 月 30 日に開催された取締役会において決定しました。なお、エプソントヨコムは、第三者算定機関から本株式交換比率の公正性に関する意見（いわゆる「フェアネスオピニオン」）を取得しておりません。

一方、セイコーエプソンは、本公開買付けの段階から引き続きセイコーエプソンのフィナンシャル・アドバイザーであるメリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ」といいます。）の助言（なお、セイコーエプソンはメリルリンチから株式交換比率の算定書を取得しておりません。）も参考にしながら、本株式交換比率を慎重に検討し、エプソントヨコムと交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率については、本公開買付けのエプソントヨコムの普通株式の買付価格である 285 円を平成 21 年 4 月 28 日におけるセイコーエプソンの普通株式の終値で除した数のセイコーエプソン普通株式をエプソントヨコムの普通株式 1 株に対し割り当てるのが妥当であると判断し、平成 21 年 4 月 30 日に開催された取締役会において承認を受けました。

かかる経緯を経て、両社は、平成 21 年 4 月 30 日、本株式交換契約を締結しました。

(5) 利益相反を回避するための措置

エプソントヨコムの取締役会における利益相反を回避するための措置として、エプソントヨコムは以下の措置を講じております。

① 独立した第三者算定機関から株式交換比率算定書を取得

エプソントヨコムは、下記「2. (3) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等」に記載のとおり、両社とは独立した第三者算定機関から株式交換比率算定書を取得し、それを参考に慎重に検討し、セイコーエプソンと交渉・協議を重ねた結果として、本株式交換比率を決定しております。

② 独立委員会の設置

エプソントヨコムは、本株式交換比率を決定するに当たり、エプソントヨコムの取締役会を構成する取締役及び監査役の多数がセイコーエプソンの従業員又は元従業員であるという事情に鑑みて、エプソントヨコムのリーガルアドバイザーである柳田野村法律事務所から意思決定方法について助言を受け、平成 21 年 2 月 26 日開催のエプソントヨコム取締役会決議に基づき、本公開買付けの是非等に関する諮問に引き続いて、セイコーエプソン及びエプソントヨコムから客観的かつ実質的に独立している社外有識者から構成される独立委員会に、本株式交換比率の公正性について、諮問しております。

高巖氏（麗澤大学大学院国際経済研究科教授、京都大学経営管理大学院客員教授）、金井高志氏（弁護士、フランテック法律事務所代表）及び廣渡嘉秀氏（公認会計士、株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティング代表取締役）の 3 名から構成される独立委員会は、複数回にわたって開催され、上記諮問事項についての審議を行うとともに、かかる審議にあたり必要とされる情報を収集・検討するため、エプソントヨコム及びセイコーエプソンの交渉等担当者、第三者算定機関の担当者に対する質疑応答を経

て、本株式交換比率の公正性について慎重に審議した結果、平成21年4月28日、エプソントヨコム取締役会に対して、エプソントヨコム取締役会より提出を受けた関連資料等を前提とすれば、本株式交換比率の決定に関しては、公正な手続を通じて株主利益への配慮がなされており、その決定内容に合理性が認められるものであることから、本件株主交換比率は、公正である旨の答申を行うことを決議いたしました。

③ エプソントヨコム取締役会に参加した取締役及び監査役全員の承認ないし賛成

本株式交換に関連して開催されたエプソントヨコム取締役会においては、本公開買付けと同様、エプソントヨコムの代表取締役である宮澤要はセイコーエプソンの業務執行役員であり、構造的に利益相反状態にあることを鑑みて、本株式交換に関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、エプソントヨコムの立場においてセイコーエプソンとの協議・交渉にも参加していません。また、エプソントヨコムの社外監査役である橋爪薫は、セイコーエプソンの経営戦略本部副本部長の職にあり、同様に構造的に利益相反状態にあることに鑑みて、上記取締役会には参加していません。他方、エプソントヨコムは、第三者算定機関より取得した株式交換比率算定書を参考に、独立委員会の答申を最大限尊重しつつ、本株式交換比率の妥当性について慎重に検討した結果、平成21年4月30日開催のエプソントヨコム取締役会には宮澤要以外の取締役全員がその審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で本株式交換比率を決定いたしました。さらに、上記取締役会に参加した監査役は、いずれも本株式交換比率に異議がない旨の意見を述べております。

なお、エプソントヨコムは、そのリーガルアドバイザーである柳田野村法律事務所から意思決定の公正性の担保について必要な法的助言を得ております。

2. 株式交換の要旨

(1) 株式交換の日程

株式交換決定取締役会（両社）	平成21年4月30日（木）
株式交換契約締結	平成21年4月30日（木）
上場廃止日（エプソントヨコム）	平成21年5月26日（火）（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成21年6月1日（月）（予定）

(注) 本株式交換は、セイコーエプソンにおいては、会社法第796条第3項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより、また、エプソントヨコムについては同法第784条第1項に定める略式株式交換の手続きにより、両社ともに株主總會の手続きを経ることなく行なわれる予定です。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

会社名	セイコーエプソン株式会社 (株式交換完全親会社)	エプソントヨコム (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	0.21
株式交換により発行する新株式数	普通株式：3,464,423株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

エプソントヨコムの普通株式1株に対して、セイコーエプソン普通株式0.21株を割当て交付します。ただし、セイコーエプソンが保有するエプソントヨコム株式（平成21年4月30日現在171,127,462株）については、株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により発行する新株式数

セイコーエプソンは、本株式交換に際して、本株式交換によりセイコーエプソンがエプソントヨコムの発行済株式（セイコーエプソンが保有するエプソントヨコムの株式は除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のエプソントヨコムの株主（但し、セイコーエプソンは除きます。）に対し、エプソントヨコムの普通株式に代わり、その保有するエプソントヨコム普通株式の合計数に 0.21 を乗じた数のセイコーエプソン普通株式を交付します。なお、本件株式交換によりエプソントヨコムの株主に交付しなければならないセイコーエプソンの普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い、当該端数部分に応じた金額をお支払いいたします。また、エプソントヨコムは、基準時までには保有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部又は一部に相当する数の自己株式を、本株式交換の効力発生日の前日までに開催するエプソントヨコムの取締役会の決議により、基準時までには消却する予定です。（なお、平成21年3月31日現在でエプソントヨコムが保有する自己株式は327,338株です。）

(注3) 単元未満株の取扱い

本株式交換にともない、セイコーエプソンの単元未満株を保有することとなる株主においては、セイコーエプソンに関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、取引所市場において単元未満株を売却することはできません。

- ・単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）
セイコーエプソンが、取引所市場で売却することができないセイコーエプソンの単元未満株式を株主より買い取る制度です。

(3) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

① 算定の基礎及び経緯

セイコーエプソンは、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、フィナンシャル・アドバイザーであるメルルリンチの助言（なお、セイコーエプソンはメルルリンチから本株式交換比率の算定書を取得しておりません。）も参考にしながら、平成21年3月11日付プレスリリース「当社子会社であるエプソントヨコム株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の「1. (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」にて記載していたとおり、本公開買付け開始後本株式交換契約の締結までの間にエプソントヨコムの財政状態及び業績の重大な変動等の特段の事情が生じていないことを精査致しました。その結果、本株式交換の対価をセイコーエプソンの普通株式とし、本公開買付けのエプソントヨコムの普通株式の買付価格を平成21年4月28日におけるセイコーエプソンの普通株式の終値で除した数のセイコーエプソンの普通株式を、エプソントヨコムの株主が保有するエプソントヨコムの普通株式1株に対し交付することが妥当であると判断し、エプソントヨコムと交渉・協議を重ねた結果、平成21年4月30日に開催された取締役会において承認を受け、本株式交換比率を決定しました。なお、本公開買付けのエプソントヨコムの普通株式の買付価格を平成21年4月28日時点におけるセイコーエプソンの普通株式の終値で除した数を基準とし、セイコーエプソンの1株あたり株式価値を1とした場合の評価は以下のとおりとなります。

セイコーエプソン (完全親会社)	エプソントヨコム (完全子会社)
1	0.21

エプソントヨコムは、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社から独立した第三者機関に本株式交換比率の算定を依頼することとし、PwCアドバイザリー株式会社（以下「PwC」といいます。）を、第三者算定機関として選定しました。

PwCは、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を勘案のうえ、セイコーエプソンについては、セイコーエプソン株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準方式（平成21年4月28日を算定基準日とし、算定基準日の終値、本公開買付け公表日及びセイコーエプソンが「業績予想及び配当予想の修正並びに特別損失等の計上に関するお知らせ」と題する適時開示を行った日の翌営業日である平成21年3月12日から算定基準日までの期間並びに算定基準日までの直近1週間及び1ヶ月間の終値平均値及び出来高加重平均値）を採

用して算定を行いました。エプソントヨコムについては、エプソントヨコム株式が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準方式（平成 21 年 4 月 28 日を算定基準日とし、本公開買付けにおける買付価格、算定基準日の終値、本公開買付け公表日及びエプソントヨコムが「特別損失の発生及び業績予想の修正に関するお知らせ」と題する適時開示を行った日の翌営業日である平成 21 年 3 月 12 日から算定基準日までの期間並びに算定基準日までの直近 1 週間及び 1 ヶ月間の終値平均値及び出来高加重平均値）を、また、それに加えて将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）を採用して算定を行いました。PwCのDCF方式における分析において前提としたエプソントヨコムの利益計画については、デジタル機器市場の拡大及びそれらの機器の多機能化に伴う水晶関連デバイス需要の増加等による業績の順調な進展を想定し、平成 26 年 3 月期までに営業利益が平成 20 年 3 月期実績程度まで回復することを見込んでおります。なお、セイコーエプソンの 1 株あたり株式価値を 1 とした場合の各算定手法の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価基準方式	0.19～0.21
DCF方式	0.17～0.24

PwCは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、エプソントヨコムの財務予測については、エプソントヨコムの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。PwCの算定は、平成 21 年 4 月 28 日現在までの情報と経済条件等を反映したものであります。

なお、上述の第三者算定機関が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換比率の公正性について第三者算定機関が意見を表明するものではありません。

エプソントヨコムは、上述の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を本公開買付けの結果を考慮した上で慎重に検討した結果、これらの算定結果が公正かつ妥当に両社の評価を反映しているものと認識しております。

エプソントヨコムは、上記算定結果のレンジの中で最終的に妥当と考えうる本株式交換比率について真摯に検討を重ね、株主間の公平性等を考慮した上で、これらを前提にセイコーエプソンとの間で交渉・協議を重ねた結果、上記「2.（2）株式交換に係る割当ての内容」記載の株式交換比率が妥当であり、エプソントヨコムの株主の利益に資するものであると判断し、平成 21 年 4 月 30 日に開催された取締役会において、本株式交換比率を決定いたしました。

② 算定機関との関係

PwCはセイコーエプソン及びエプソントヨコムとは独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当いたしません。

（4）株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

エプソントヨコムは、本日現在、新株予約権及び新株予約権付社債は発行していません。

3. 株式交換当事会社の概要

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

(1) 商号	セイコーエプソン株式会社	エプソントヨコム株式会社												
(2) 事業内容	情報関連機器（プリンタ、スキャナ等コンピュータ周辺機器及びパソコン、液晶プロジェクター等映像機器）、電子デバイス（ディスプレイ、半導体、水晶デバイス）、精密機器（ウオッチ、眼鏡レンズ、FA）、その他の開発・製造・販売・サービス	水晶振動子、水晶応用製品、SAW デバイス及び光デバイス等の水晶関連製品の製造、販売												
(3) 設立年月日	昭和 17 年 5 月 18 日	昭和 13 年 11 月 15 日 (登記上は昭和 24 年 11 月 12 日)												
(4) 本店所在地	東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号 上記は登記上の本店所在地であり、主な業務は下記で行っております。 長野県諏訪市大和三丁目 3 番 5 号	東京都日野市日野 421-8												
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 碓井 稔	代表取締役社長 宮澤 要												
(6) 資本金	53,204 百万円	12,266 百万円												
(7) 発行済株式数	196,364,592 株	187,952,054 株												
(8) 純資産	318,631 百万円 (連結)	40,348 百万円 (連結)												
(9) 総資産	917,342 百万円 (連結)	72,870 百万円 (連結)												
(10) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日												
(11) 従業員数	72,326 名 (連結)	6,281 名 (連結)												
(12) 大株主及び持株比率	<table border="0"> <tr> <td>青山企業(株)</td> <td>10.55%</td> </tr> <tr> <td>三光起業(株)</td> <td>7.27%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 4G)</td> <td>4.54%</td> </tr> </table>	青山企業(株)	10.55%	三光起業(株)	7.27%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 4G)	4.54%	<table border="0"> <tr> <td>セイコーエプソン(株)</td> <td>66.69%</td> </tr> <tr> <td>MLI EFG NON TREATY CUSTODY ACCOUNT</td> <td>3.07%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 4G)</td> <td>1.47%</td> </tr> </table> <p>(注) セイコーエプソン(株)の持株比率は、本公開買付けにより、平成 21 年 4 月 30 日現在、91.05%となっております。</p>	セイコーエプソン(株)	66.69%	MLI EFG NON TREATY CUSTODY ACCOUNT	3.07%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 4G)	1.47%
青山企業(株)	10.55%													
三光起業(株)	7.27%													
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 4G)	4.54%													
セイコーエプソン(株)	66.69%													
MLI EFG NON TREATY CUSTODY ACCOUNT	3.07%													
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口 4G)	1.47%													
(13) 当事会社間の関係等	資 本 関 係	セイコーエプソンは、平成 21 年 4 月 30 日現在、エプソントヨコムの普通株式 171,127,462 株 (エプソントヨコムの発行済み株式総数の 91.05%) を所有しております。												
	人 的 関 係	エプソントヨコムの取締役 8 名のうち、代表取締役社長である宮澤要はセイコーエプソンの業務執行役員を兼務しており、代表取締役社長の宮澤要、取締役会長の加々美健雄及び常務取締役の田中良明を除く 5 名の取締役はセイコーエプソンから出向しております。また、エプソントヨコムの監査役 3 名のうち、喜多勝彦はセイコーエプソンから出向しており、社外監査役橋爪薫はセイコーエプソンの経営戦略本部副本部長の職にあります。												

取引関係	<ul style="list-style-type: none"> ・セイコーエプソンによるエプソントヨコム製品の仕入れ ・エプソントヨコムへのセイコーエプソン製品の販売 また、セイコーエプソングループとエプソントヨコムとの間には以下の取引関係があります。 ・エプソントヨコムからセイコーエプソングループの製造子会社への製造委託、業務委託 ・エプソントヨコムによるセイコーエプソングループの海外販売会社を通じた販売活動
関連当事者への該当状況	エプソントヨコムはセイコーエプソンの連結子会社であるため、関連当事者に該当いたします。

(注) 資本金の額、純資産の額、総資産の額については、平成 21 年 4 月 30 日付でセイコーエプソンが公表した「平成 21 年 3 月期決算短信」及び平成 21 年 4 月 28 日付でエプソントヨコムが公表した「平成 21 年 3 月期決算短信」の記載に基づく数値であり、金融商品取引法の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。

(14) 最近 3 年間の業績

(単位：百万円)

決算期	セイコーエプソン株式会社 (完全親会社) (連結)			エプソントヨコム株式会社 (完全子会社) (連結)		
	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
売上高	1,416,031	1,347,841	1,122,497	92,842	96,709	78,276
営業利益	50,343	57,577	△1,588	10,976	8,024	△2,859
経常利益	49,092	63,263	5,301	13,693	12,584	△1,696
当期純利益	△7,094	19,093	△111,322	8,624	8,428	△10,157
1 株当たり当期純利益(円)	△36.1	97.2	△566.9	48.7	46.3	△54.1
1 株当たり配当金(円)	32.0	32.0	26.0	5.0	10.0	5.0
1 株当たり純資産(円)	2,395.14	2,277.45	1,541.16	253.21	282.67	212.24

(注) 平成 21 年 3 月期の数値については、平成 21 年 4 月 30 日付でセイコーエプソンが公表した「平成 21 年 3 月期決算短信」及び平成 21 年 4 月 28 日付でエプソントヨコムが公表した「平成 21 年 3 月期決算短信」の記載に基づく数値であり、金融商品取引法の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。

4. 株式交換後の状況

(1) 商号	セイコーエプソン株式会社
(2) 事業内容	情報関連機器（プリンタ、スキャナ等コンピュータ周辺機器及びパソコン、液晶プロジェクター等映像機器）、電子デバイス（ディスプレイ、半導体、水晶デバイス）、精密機器（ウォッチ、眼鏡レンズ、FA）、その他の開発・製造・販売・サービス、水晶振動子、水晶応用製品、SAW デバイス及び光デバイス等の水晶関連製品の製造、販売
(3) 本店所在地	東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号 上記は登記上の本店所在地であり、主な業務は下記で行っております。 長野県諏訪市大和三丁目 3 番 5 号
(4) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 碓井 稔
(5) 資本金	53,204 百万円（平成 21 年 3 月 31 日現在）
(6) 総資産	917,342 百万円（連結）（平成 21 年 3 月 31 日現在）
(7) 純資産	318,631 百万円（連結）（平成 21 年 3 月 31 日現在）
(8) 決算期	3 月 31 日

(注) 資本金の額、純資産の額、総資産の額については、平成 21 年 4 月 30 日付でセイコーエプソンが公表した「平成 21 年 3 月期決算短信」の記載に基づく数値であり、金融商品取引法の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。

(9) 会計処理の概要

本株式交換に伴う会計処理並びにのれんの金額等に関しては、現時点では未定ですが、その償却費用は軽微と考えております。

(10) 今後の見通し

エプソントヨコムは既にセイコーエプソンの連結子会社であるため、本株式交換によるセイコーエプソン及びエプソントヨコムの業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

なお、セイコーエプソンの業績への影響額については、セイコーエプソンが平成21年4月30日に公表した「平成21年3月期決算短信」における平成22年3月期の業績予想に反映されております。なお、平成21年4月24日現在、エプソントヨコムの普通株式の91.21%（総株主等の議決権の数に占める議決権割合）を親会社であるセイコーエプソンが保有していること、また、エプソントヨコム株式は東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て5月末までには上場廃止となる予定であることから、エプソントヨコムは平成22年3月期の業績予想を発表しておりません。

以 上